

### 森林基本情報利用申請書

森林基本情報を利用したいので、徳島県森林基本情報管理取扱要領第6の規定により、次のとおり申請します。

なお、交付を受けた森林基本情報は、土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではないことを理解した上で、使用目的に限って使用するとともに、地域森林計画樹立のための資料であることを認識して取り扱うことを誓約します。

また、要領第4の1項(5)及び(6)に基づく申請に際しては、徳島県森林基本情報取扱特記事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所 (法人にあたっては主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあたっては名称及び代表者の氏名)

徳島県森林情報管理者 殿

利 用 目 的 (具体的に記入)	
利 用 方 法	1. 閲覧    2. 交付 ( 紙 )    3. 提供 ( 電子データ )
利用申請する 森林基本情報	1. 森林簿    2. 森林計画図    3. 航空レーザ測量データ
希望する範囲 又は区域	
個人情報を含む情報の 利用根拠	要領第4の1項 (    ) 号 根拠書類    有 ・ 無 ( 委任状 ・ 承諾書 ・ その他 (    ) )

※利用方法及び利用申請する森林基本情報欄は、○で囲んでください。

※個人情報含む場合の利用根拠については、要領第4の1項の何号に該当するか記載ください

----- 以下処理欄 -----

(承認決裁)

管理者	補 佐

(伺い)  
御決裁の上で処理してよろしいか。

担当者職氏名

印

## 様式第1号（裏面）

### 森林基本情報の種類（要領第2の1項）

- (1) 森林簿  
森林GISで管理している森林簿に関する電子媒体
- (2) 森林計画図  
森林GISで管理している小班に電子媒体
- (3) 航空レーザ測量データ  
レーザ測量による数値地形図データファイル及び微地形表現図等の電子媒体

### 個人情報含む場合の利用根拠（要領第4の1項）

- (1) 森林所有者が土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）を提示して申請する場合
- (2) 森林所有者から委任を受けた者が、土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）と委任状を提示して申請する場合
- (3) 相続等により森林所有者本人以外が、土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）と森林所有者との関係性を示す書類を提示して申請する場合
- (4) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第18条3項の例外規定に該当する場合
- (5) 「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）第2条第2項の規定による森林所有者及び受託等により森林所有者に代わって森林の経営を行う者が、森林経営計画の作成のために、申請範囲内において森林経営委託契約を締結し、別に定める徳島県森林基本情報取扱特記事項を遵守し利用する場合
- (6) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）に基づき認定を受けた事業体（認定事業体）又は「徳島県林業事業体登録要領」に基づき登録された事業体（登録事業体）を対象とし、要件を満たさない場合には継続して林業経営を実施する能力を有することが確認できる事業体が、自己所有森林及び森林所有者等と森林経営委託契約等を締結した森林と同一区域内（市町村森林整備計画で定める区域）あるいは同一林班又は隣接する林班であり、一体的に整備することを相当とする森林のうち、総括管理者又は地域管理者が認める範囲内で、別に定める徳島県森林基本情報取扱特記事項を遵守し利用する場合
- (7) 行政機関（国、都道府県、市町村、独立行政法人）並びに、試験研究機関及びこれに類する機関から委託を受けて森林の管理を行う者が、委託業務に必要な範囲内で利用する場合
- (8) 試験研究機関及びこれに類する機関で、当該機関の内部において利用する場合
- (9) 法令等の規定及び国の機関からの指示等に基づき、行政機関が内部利用する場合